

認定番号	01P-029-22
認定種別	快適職場（プラチナ）

## 快適施策実施状況報告書

### 1) 作業所情報

会社名	鹿島建設株式会社
作業所名	福岡高地家簡裁庁舎新営建築工事事務所
作業所所在地	福岡県福岡市中央区六本松 4-2-4
工期(自)～(至)	平成 27 年 3 月 9 日～平成 30 年 7 月 30 日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	建築:その他(裁判所庁舎)
工事概要 (120 字以内)	(発注者)最高裁判所 (設計者)最高裁判所・(株)日建設計 (監理者)最高裁判所・(株)マック (階数等)地下 2 階、地上 12 階、 搭屋1階、建築面積 4,521 m <sup>2</sup> 延床面積 56,876 m <sup>2</sup> 、 地上 S 造、地下 RC 造・SRC 造 最高高さ 59.6m

### ※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

### ◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。  
※上記資料は [http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei\\_4.html](http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html) からダウンロードできます。
- **フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。**ただし、フォントサイズは原則的に 10.5 ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

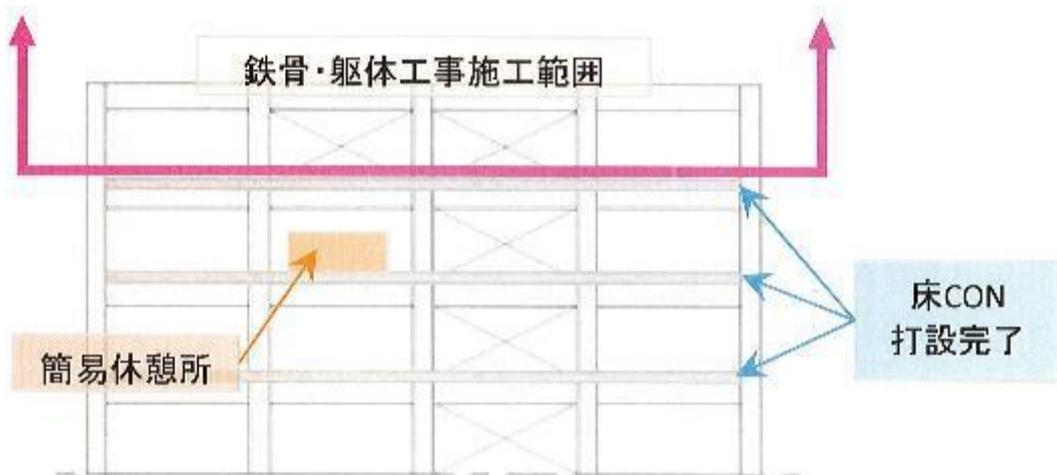
【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること  
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

①設置されている機器類の写真、

②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、  
をご記載ください

地下躯体工事期間中は、日よけテントを設置し、ミスト噴霧装置付きの送風機を設置した。  
地上鉄骨・躯体工事の期間、鉄骨最上節では遮光できる設備が設けられないため、床コンクリートの打設が完了した階の最上階を遮光の為の屋根とし、その直下階にミスト噴霧装置付きの送風機を設置した簡易休憩所を設けた。



(地下躯体工事中の簡易休憩所)



【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

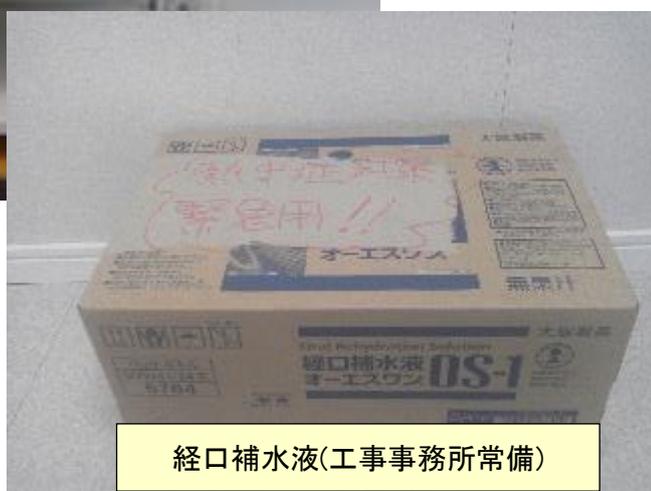
①飲料等の種類、②常備の状況、  
を写真と文章等でご説明ください

作業員休憩所の近くに、『熱中症対策ステーション』として、スポーツ飲料(ポカリスエット 大塚製薬(株)製)を入れたタンクと熱中飴を常設し、作業員の誰でも自由に、いつでも水分・塩分を補給できることとした。休憩後、作業に戻る前にスポーツ飲料を飲むように朝礼等で指導した。経口補水液(オーエスワン 大塚製薬(株)製)は鹿島工事事務所に1ケース常備し、熱中症と思われる症状の作業員に補給する準備をしていたが、一度も使うことはなかった。



←スポーツ飲料

←熱中飴



経口補水液(工事事務所常備)

【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、  
④支給または購入費補助の実績、  
についてご記載ください

電動ファンにより服の中に外気を取り込み、汗を蒸発させる気化熱で体を冷やす『空調服』を、鹿島工事事務所所員へは支給し、職長会の希望者には実費にて購入してもらった。空調服の背面には工事名を記載し、現場の一体感を高めることにも効果があった。当現場で空調服を所員並びに職長会で着用していた事が参考となり、後に鹿島全社で統一デザインの空調服を作成し、社員全員が着用するきっかけとなった。



【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

デジタル表示のWBGT測定器を現場のゲート付近及び、躯体工事の最上階に設置し、常にWBGT値が把握でき、熱中症防止に効果があった。また、事務所所員には携帯用のWBGT測定器を身に付けて現場を巡回することにより、現場内でWBGT値が高い範囲を特定した。様々な熱中症対策の結果、熱中症が原因での災害は発生しなかった。



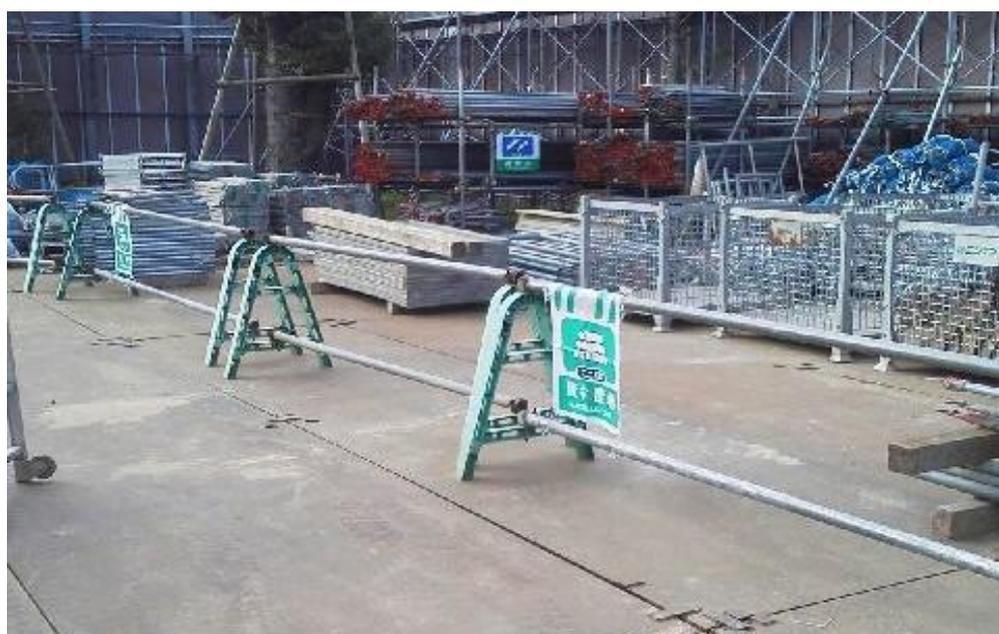
■施策(二)

地下・地上ともに、床コンクリート打設直後に作業通路のラインをペイントすることにより、作業通路を早期に明確化し、安全な作業通路が確保できた。



施策(三)

立ち入り禁止区画のバリケードを赤色、資材置き場のバリケードを緑色と区分することにより、通路の明確化、整理整頓に効果があった。



【審査項目⑤】 《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

工事現場周囲の仮囲いは万能鋼板(H=3m)の上部に防音シート(H=1.5m)を増設し、遮音効果がより高い構造とした。



■施策(二)

約60,000m<sup>3</sup>の残土搬出の期間、現場から退出する残土ダンプのタイヤの洗浄を全自動式の自動タイヤ洗浄機を用いた。場外への泥の流出を防止し、周辺への粉塵の飛散を防止することが出来た。



■施策(三)

塗装工事の下地研磨作業及びセメント成型版の切断作業において、バキュームで粉塵を吸い取ることにより、周囲への粉塵の飛散を低減させた。



セメント成型版切断用集塵機



塗装下地処理 集塵機

【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入（ICTの活用等）、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施〔助力装置導入、作業場の無段差化等〕、

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果（省人化効果、工期短縮効果、など）についての説明文を最大3施策までご記載ください（1施策につき1ポイント〔最大3ポイントまで〕）

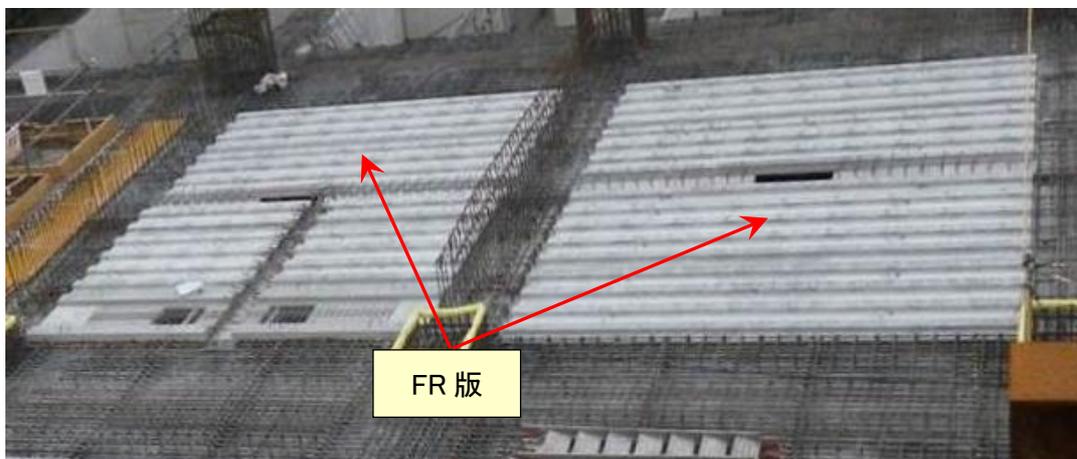
■施策（一）

当初予定されていた、約17,000㎡の外部足場をゴンドラに変更することにより、危険な高所作業を根本的に削減し、約1,000人工の労力が削減された。



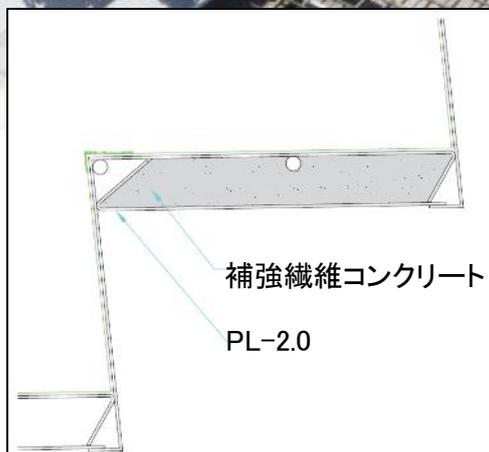
■施策（二）

地下ピットの天井スラブは当初、在来型枠で予定されていたが、狭隘なピット内での作業を低減するために、ピット天井床の約9割を工場で製作されたハーフPC版（FR版）に変更することにより、在来工法と比較して約44%の労務削減を達成した。

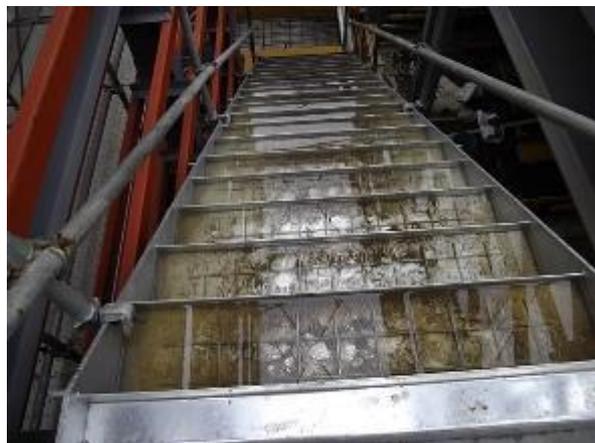


■施策(三)

建物内に4か所ある鉄骨階段の踏面を工場製作の段階で踏面の中空部にコンクリート注入し、鉄板にて仕上げた状態で現場に搬入・設置した。在来工法での①踏面の養生設置⇒②養生撤去⇒③ワイヤーメッシュ敷き⇒④モルタル打設の現場作業が不要となり、数百人規模での労務削減を達成するとともに、早期に歩き易い階段を設けることが出来た。



～踏面断面詳細～



～(参考)鉄骨階段(在来工法)～

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

階高が高い(H=4.6m)地下2階の鉄筋コンクリート柱を敷地内の外周部で横倒しにしてサイトPCとして打設し、硬化したPCをクレーンで設置することにより、現地での高所作業を低減させた。



柱 PC 打設・養生状況



柱 PC 建方状況

■施策(二)

幅≒3m×高さ≒2mの大断面の基礎梁や地下外壁の型枠に鋼製のシステム型枠を採用し、クレーンによる型枠設置・解体が可能となったため、在来工法と比較して大幅な労務削減を達成した。



地中梁側面システム型枠



地下外壁システム型枠

■施策(三)

荷物用の仮設 EV とは別に人専用の仮設 EV を設け、作業場への移動の負担を低減させた。



荷物専用  
仮設 EV

人専用  
仮設 EV

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、  
 をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること

現場のトイレは男女別に設けられており、洋式便座にはすべてウォシュレットが備えられている。排水は水洗式で下水道に放流されている。水洗式なので臭いの逆流は無い。トイレの扉は鍵付きになっており、容易に開くことはない。照明は仮設電源にて設けられており、常時点灯されている。衣類等を掛けるフックを扉上部に設けている。トイレの入り口には暖簾・カーテンが設けられており、直接内部が見えないように配慮している。洗面台には鏡を備え、女子トイレにはサニタリーボックスを設け、便座除菌シートを各便器に配置している。



男性 WC 入口



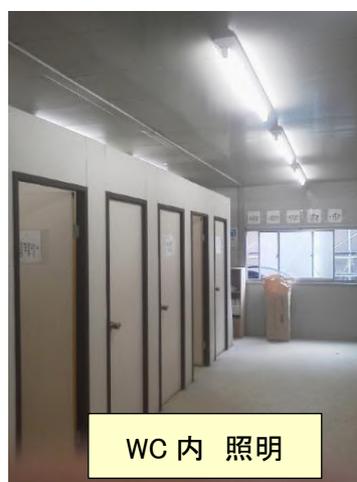
女性 WC 入口



洋式便器  
(ウォシュレット付)



WC 扉 施錠



WC 内 照明



WC 内 フック



【審査項目⑨】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

をご記載ください

作業員の休憩所は全室に冷暖房を完備しており、季節を問わず快適な環境を確保できている。



冷暖房が完備された作業員休憩所

【審査項目⑩】《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、  
をご記載ください

作業員休憩所内部は禁煙とし、喫煙専用の喫煙室を設けて分煙対策を実施している。  
喫煙室には換気扇を一般室よりは多く設置し、煙が充満しないようにしている。



換気扇を増設した喫煙室

【審査項目⑪】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、  
をご記載ください

男女トイレのそれぞれにユニットシャワーを設けた。(男子3ブース、女子1ブース)



シャワーブース(男子×3、女子×1)

【審査項目⑫】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

作業員の休憩所の一部を畳敷きとし、リラックスした環境で横になったり、仮眠することが出来るように配慮した。



畳敷きの作業員休憩所

■施策(二)

雨に濡れたカッパ等を乾燥させるためのスペース(乾燥室)を設けた。ビニールシートで囲われた中に除湿器を連続運転させているため、短時間に乾燥させることができる。



乾燥室

■施策(三)

打合せ室の一角にゴルフの  
パッティング用のマットを備え、  
誰でも使用できるようにし、  
リフレッシュできると好評であった。



パッティングマット

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)

トイレの洗面所には給湯設備を設け、寒い時でも、冷たい思いをせずに手や顔を洗うことが出来るように配慮した。



■施策(二)

作業員詰所には鍵付きのロッカーを備え、工具や私物の管理、盗難防止に役立った。



■施策(三)

リフレッシュコーナーと称して、自動販売機、冷水器、製氷機を配置した。自動販売機には通常の飲料水の他に、スポーツドリンク専用やアイスクリームの自販機も配置し、特に暑い時期には好評であった。



【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

■施策（四）

作業員休憩所には電気ポット、冷蔵庫、ロック式の携帯電話充電器を備えた。



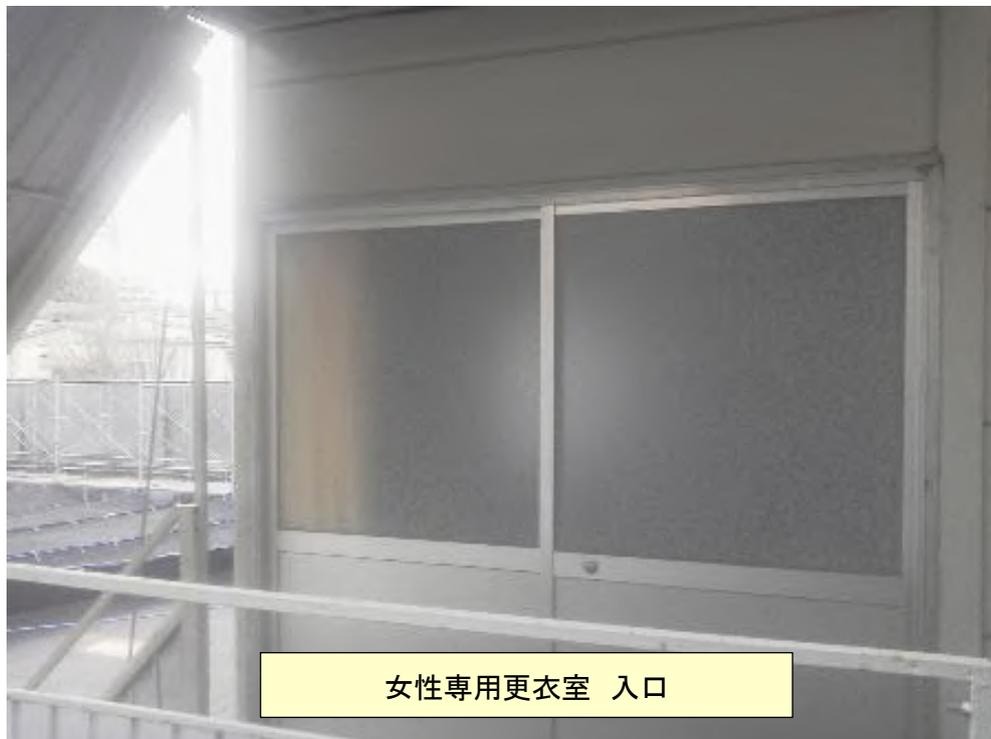
■施策（五）

洗濯機と乾燥機を常設し、作業員の誰でも利用できるようにし、洗剤は職長会費で購入して支給した。



■施策(六)

女性専用の更衣室を設け、入り口のガラスには内部が見通せないようにガラスフィルムを貼り、常時施錠し、利用者は鍵を借りて利用することとした。



女性専用更衣室 入口



女性専用更衣室 ロッカー

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、  
 について、ご記載ください

社会保険加入を促進するポスターを打合せ室に掲示し、災害防止協議会、新規入場教育時などで、下請会社への周知・指導を実施した。また、鹿島本社にて作成した社会保険加入の文書を災防協で関係下請人へ周知・指導するとともに、新規入場教育時の報告書で保険加入状況を報告してもらっている。



打合せ室にポスター掲示

作業に先立ち必ず確認する事項					
<input type="checkbox"/>	1. 指揮命令系統(組織、責任者・担当者)及び施工体制(再下請負関係)				
<input type="checkbox"/>	2. 工事事務所の安全・環境施工サイクル				
<input type="checkbox"/>	3. 元請及び協力会社が混在して作業を行う場所の状況(作業間相互の関係)				
<input type="checkbox"/>	4. 作業員に危険を生ずる箇所の状況 (危険有害箇所と立入禁止場所)				
<input type="checkbox"/>	5. 避難の方法				
<b>1</b>	社会保険等の加入	当社は建設業の社会保険等加入を推進しています。未加入の方は加入の手続きを行ってください。(欄外にある記入要領を参照の上、記入願います)	健康保険	年金保険	雇用保険
以下の事項につき確認したうえで、入場日を記入し、署名欄に署名してください。					
・私は、送り出し教育ならびに新規入場時教育を受けました。法令及び教育内容を守ります。 ・私は、記載・提出した個人情報につき、表面掲載の使用目的に基づく利用を承諾します。					
入場日	年 月 日 ( )	氏名	(署名)	現在のあなたの健康状態はいかがですか? (該当に○)	担当 者
				( ) 以上	元請

新規入場時に保険加入状況を確認

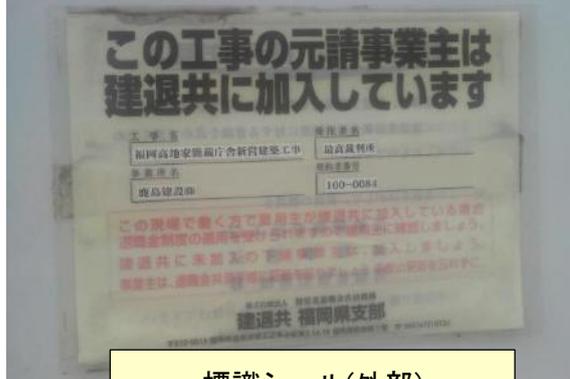
【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

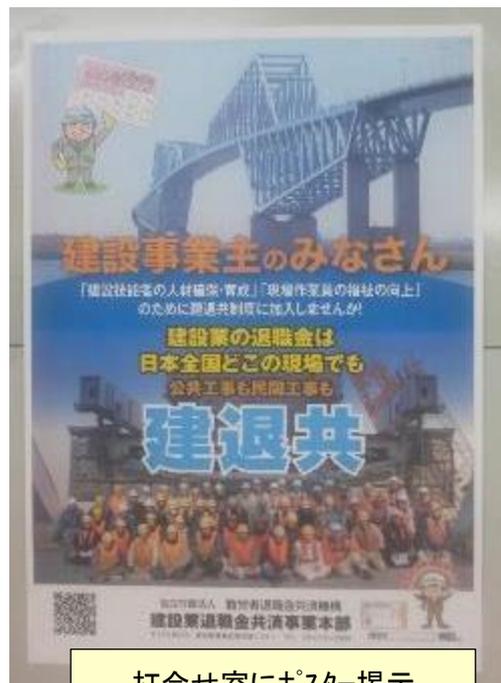
- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)
- ③加入周知の方法、  
 について、ご記載ください

建退共制度適用標識シールを外部仮囲いの見えやすい場所に掲示するとともに、工事事務所入り口にも掲示した。建退共制度への加入周知としてポスターを打合せ室に掲示し、災防協で建退協制度を説明し、未加入の企業に対して加入を促した。

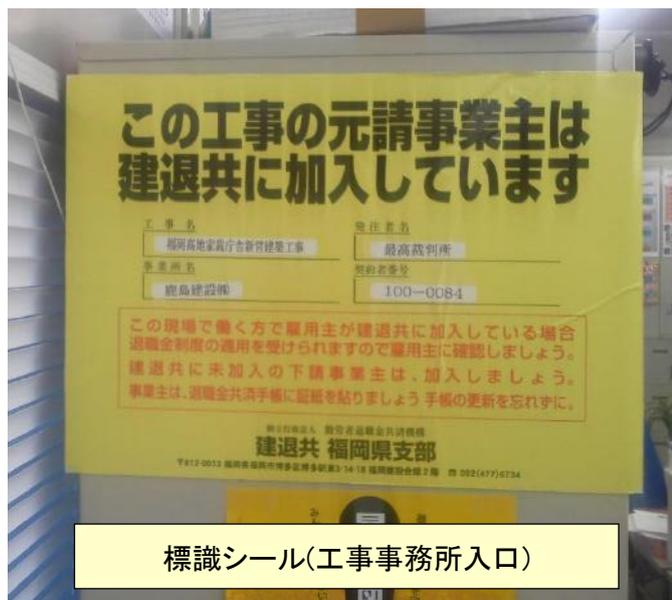
工事施工者氏名	鹿島建設株式会社 九州支店
工事現場管理者氏名	鹿島建設株式会社 九州支店
建築確認に係る その他の事項	



標識シール(外部)



打合せ室にポスター掲示



標識シール(工事事務所入口)

【審査項目⑯】 《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

鹿島建設(株)九州支店は時間外労働の上限値を年間960時間未満、月間80時間未満(休日労働含む)を目標としているが、当工事の事業所も同じ数値を目標としている。目標達成のために、毎日の時間外労働時間を見やすい場所に全員が記入し、日々の累計を「見える化」することにより、月あたりの目標時間を事務所全体で監視した。その結果、当事務所所員については管理監督者を含めた全員が目標を達成することが出来ている。また、下請企業へも36協定の順守と長時間労働の削減を災防協等にて指導し、現場での作業時間を8時～18時と定めることにより、不必要な残業を排除し長時間労働の抑制に努めている。

中島	始業	7:20	7:20	7:20	:	:	7:00	7:30	7:00
	終業	21:45	22:00	22:30	:	:	24:30	23:30	24:00
36協定限度	時間外								
105H/月	累計								
朝川	始業	7:00	7:00	7:00	:	:	7:00	7:00	7:00
	終業	19:45	19:45	18:45	:	:	20:00	20:00	20:00
36協定限度	時間外								
105H/月	累計								
水上	始業	8:00	8:00	8:00	:	:	8:00	8:00	8:00
	終業	20:00	19:45	19:45	:	:	19:45	19:45	19:45
36協定限度	時間外	3.0	2.75	2.75			2.75	2.75	2.75
100H/月	累計	3.0	5.75	8.5			11.25	14.0	16.75
鹿	始業	8:00	8:00	8:00	:	:	:	8:00	8:00
	終業	20:00	20:00	20:00	:	:	:	20:00	20:00
36協定限度	時間外								
150H/月	累計								

日々の労働時間管理表

<p><b>【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》</b></p> <p>4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)</p> <p>※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)</p>			
<p>審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください</p> <p>・着工日が平成28年12月1日以前の場合</p> <p>→平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</p>			
期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
平成28年12月	6	8	4(日)、10(土)、11(日)、18(日)、25(日)、29(木)、30(金)、31(土)
平成29年1月	7	8	1(日)、2(月)、3(火)、8(日)、15(日)、21(土)、22(日)、29(日)
2月	6	6	4(土)、5(日)、12(日)、18(土)、19(日)、26(日)
3月	6	6	4(土)、5(日)、12(日)、19(日)、20(月)、26(日)
4月	7	7	2(日)、8(土)、9(日)、16(日)、22(土)、23(日)、30(日)
5月	6	9	3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日)、14(日)、20(土)、21(日)、28(日)
6月	6	6	3(土)、4(日)、11(日)、17(土)、18(日)、25(日)
7月	7	7	1(土)、2(日)、9(日)、16(日)、17(月)、23(日)、30(日)
8月	6	8	5(土)、6(日)、13(日)、14(月)、15(火)、20(日)、26(土)、27(日)
9月	6	7	3(日)、9(土)、10(日)、17(日)、18(月)、23(土)、24(日)
10月	7	7	1(日)、8(日)、14(土)、15(日)、21(土)、22(日)、29(日)
11月	6	6	4(土)、5(日)、12(日)、18(土)、19(日)、26(日)
12月	7	9	2(土)、3(日)、10(日)、16(土)、17(日)、24(日)、29(金)、30(土)、31(日)
平成30年1月	6	9	1(月)、2(火)、3(水)、7(日)、13(土)、14(日)、21(日)、27(土)、28(日)

【審査項目⑩】《長時間労働の是正》

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、  
 について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

年に一度、平日を「記念日休暇」として、各自に申告してもらい、休暇取得を推進した。着工以来、3年間、所員全員が年に一度「記念日休暇」を取得した。

※「記念日休暇」・本人や家族の誕生日、結婚記念日など自由に指定ができる。

■施策(二)

当日の帰宅予定時間を所員が各自で申告することにより、時間外の会議・打合せを排除し、早い時間に帰り易い雰囲気をつくった。

その結果、時間外労働時間の目標を達成することが出来ている。

氏名	行き先	帰社予定	帰宅予定
			17:15
			18:00
			19:00
			18:00
			18:00
			20:00
			20:00

日々の帰宅時間予定表

■施策(三)

翌月以降の現場の閉所予定、所員の出勤・休暇予定表を早期に作成することにより、休日出勤が特定の所員に偏らないように調整した。着工以来、工事事務所所員は「8週8休」を達成することが出来ており、長時間労働を防止できている。

月間出勤予定表

【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、  
をご記載ください

1. 特別教育が必要な作業にあたり、講師を招いて特別教育を工事事務所で開催した。  
(足場の組立解体、酸素欠乏危険作業、ゴンドラ操作)



足場の組立・解体



ゴンドラ操作

2. 可搬式作業台での災害が他現場で多く発生しているため、作業台の製作メーカーの講師による作業台の使い方の講習会を開催した。



可搬式作業台 講習会

3. 吊り上げが出来るバケット型担架を使用し、救護訓練を現場で実施した。



救護訓練

【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

月に2回、職長会による安全パトロールを実施し、事業者としての自覚を促し、災害防止に努めた。



職長会パトロール

■施策(二)

工事事務所に AED(自動体外式除細動器)を備えており、緊急時に所員が操作できるように講習会を開催した。



AED

■施策(三)

作業員詰所に「現場の声ボックス」(目安箱)を設置し、作業員さんが気軽に意見や要望を出せるように配慮した。



目安箱

【審査項目②】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

① 施設の内容が分かる写真、②説明文、  
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

仮囲い(H=4.5m)は敷地境界から約10m、敷地の内側にセットバックさせ、周辺道路への圧迫感を低減させるとともに、敷地内の既存樹木が通行人に憩いをもたらす。



■施策(二)

毎週金曜日に敷地周辺道路を一斉清掃し、現場周辺の環境向上に貢献した。



■施策(三)

協力会社の社旗を仮囲い上部に掲揚し、様々な企業が工事に参画していることを外部へアピールするとともに、協力会社の責任感も強くなり、現場関係者が一体となる雰囲気を作ることが出来た。



以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	3
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 14

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	3
⑬	最大6	5
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 25

総合計: 39

認定基準

32 ≦ 快適職場(プラチナ)

28 ≦ 快適職場

・⑬(四)(五):「家庭用電化製品の設置」は複数種類の設置でも加点は1ポイントのみとしました。